

三者協議事項 (Bulletin) 200602号

発行日 2006年2月19日

発行元 三者協議会事務局

発行責任者 三者協議会委員長

平成17年9月5日 決定事項

申請

1. 認証機関に対して紙ではなく電子媒体による認証申請を行うことができる。ただし様式に関しては行政による指定された電子フォーマットはないので、認証機関と協議の上、紙ベースを電子ファイル化したものとする。なお、鑑及び適合宣言書など押印・署名があるものを除く。

添付資料

3. 添付資料における基本要件チェックリストの要求項目すべての条項の全文記載は原則である。特に、電子で申請する際にはあえて関連部分だけの掲載をする必要性が無いので全文掲載とする。紙にて申請する際には必要部分のみで全文掲載を必ずしも行う必要は無い。

製造方法欄

1. 認証申請書並びに添付資料における「製造方法欄」の記載は、留意事項通知においては、本文と別紙とで異なる内容が記載されているが、下記のとおりとする。

申請書： 主たる設計・開発を行った事業者の名称

添付資料：主たる設計・開発を行った事業者の名称、所在地及び当該申請者との関係。(契約内容を含む)

以上